保護者の皆様

垂井町教育委員会垂井町小中学校長会

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた 学校運営について(お知らせ)

青葉の候 保護者の皆様には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃は、教育委員会の方針や取組に対しまして、ご理解とご協力を賜りますとともに、各小中学校の教育活動にご支援とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が、5月8日付けで5類感染症に移行することを踏まえ、文部科学省初等中等教育局長及び岐阜県教育委員会教育長から、5月8日以降の学校運営についての通知がありました。

垂井町では、これらの通知を受け、5月8日以降の学校運営について、これまでの学校における新型コロナウイルス感染症対策の見直しを図りました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行しても、病原性や感染性が弱まるわけではありません。今後も、家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握と適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットなどの基本的な感染防止対策を講じることは引き続き重要であることは変わりません。また、地域や学校で感染が流行している場合には、感染状況や活動場面に応じて、近距離、対面、大声での発声や会話を控えることやマスクの着用等の推奨を一時的に講じることも考えています。

つきましては、今後も、児童生徒の安心安全の確保に留意しながら、下記のとおり見直 しをすることとしました。保護者の皆様におかれましては、趣旨をご理解いただきますと ともに、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 健康チェックカードの取扱い

- ・従来の健康チェックカードは廃止とします。ただし、別添の「健康セルフチェックシート」をご参照のうえ、ご家庭でも引き続き、健康状態の確認をお願いします。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに、自宅で休養 させていただきますようお願いします。

2 出席停止と出席停止期間後の対応

・新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、出席停止とし、欠席扱い

にはなりません。

- ・出席停止の期間は、「発症日を0日目とし、5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」が基準となります。
 - ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに熱が下がり、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ・感染者であった児童生徒が学校に登校するに当たって、学校に陰性証明等を提出する 必要はありません。
- ・発症日から10日間を経過するまでは、自主的な感染予防行動(検温等の自身による 健康状態の確認や、マスク着用、感染リスクの高い場所・場面での配慮)の徹底をお 願いします。

3 自宅待機要請者及び濃厚接触者の取扱い

・自宅待機要請者及び濃厚接触者の取扱いは、なくなります。

4 学級閉鎖について

- ・感染拡大の恐れ等がある場合は、教育委員会、学校医等と協議のうえ、学級閉鎖の措置を講じます。
- ・学級閉鎖の期間は、週休日を含めた3~5日間を目安として、教育委員会、学校医等と協議のうえ判断します。

5 部活動について

- ・部内に感染者が確認された場合でも、通常の活動は制限しません。ただし、部員の体調変化に注意し、部内で感染状況が拡大傾向にある場合などは一時的に活動を止めることもあります。
- ・学級閉鎖期間中に感染者以外の生徒が公式大会等へ参加する場合は、これまでと同様に保護者・生徒同意のもと、抗原検査キットにより陰性確認ができれば参加を認めます。

6 その他

・学校においては、家庭科の調理実習等、給食の配膳時などの衛生面での配慮が必要な場面では、マスクの着用を求めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いします。